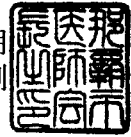


情報提供

那医発第 365 号
令和4年10月17日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
理 事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会を通じて「地域医療関係通知文の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。つきましては、別添資料を当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いいたします。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

沖 医 発 第 997 号 F

令 和 4 年 1 0 月 6 日

地区医師会地域医療担当理事 殿

沖縄県医師会
副会長 宮里 達也
(地域医療担当理事)



地域医療関係通知文の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、沖縄県保健医療部並びに日本医師会より、地域医療関係通知文が別添のとおり届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知①は、厚生労働省医政局長から医師法施行規則等の一部を改正に係る通知が発出され、当該通知を沖縄県医療政策課ホームページへ掲載した旨の通知となります。

②は、沖医発第 376 号 (F) にて医療法第 25 条第 1 項に基づく令和 4 年度の立入検査実施にあたっての留意事項、要綱の一部改正について通知しているところですが、今般、各都道府県衛生主管部 (局) 宛に、立入検査の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、医療機関の感染対策や安全管理体制の十分な尊重、医療機関との実施日の調整への柔軟な対応等を取っていただくよう再度周知した旨の情報提供となります。

③は、沖医発第 24 号 (F) にて地域医療構想の進め方について、取組を進めていただく際の追加的な留意事項を通知しているところですが、今般、都道府県から国へ、本年 9 月末時点の検討状況等について別添 1~4 の記載事項が求められており、別添 1 については、医療機関単位の調査項目となるため、都道府県から病床機能報告を行っている病院及び有床診療所に対し回答が依頼される旨の情報提供となります。

④は、平成 28 年度から開始されている病床機能報告に加え、令和 4 年度より新たに外来機能報告が開始されることに伴い、外来機能の報告期間は 10 月 1 日から 11 月 30 日であること、報告は原則 G-MIS (医療機関等情報支援システム) で行う等、報告対象医療機関等に直接連絡した旨の情報提供となります。

⑤は、令和 4 年度の「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」について、整備要望額が予算額に達していないことから、追加募集を行う旨の案内となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、各通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

記

- ① 医師法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について
(令和4年9月1日 保医第452号)
- ② 令和4年度の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について(再周知)
(令和4年9月13日 日医発第1136号(地域))
- ③ 地域医療構想調整会議における検討状況等の確認について
(令和4年9月20日 日医発第1168号(地域))
- ④ 令和4年度病床機能報告及び外来機能報告の実施等について
(令和4年9月26日 日医発第1245号(地域))
- ⑤ 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業(医療施設等施設整備費補助金)の追加募集について
(令和4年9月30日 日医発第1295号(地域))

沖縄県医師会業務第1課：平木、徳村 TEL：098-888-0087 FAX：098-888-0089 E-mail：g1@okinawa.med.or.jp
--

保医第452号
令和4年9月1日

関係機関・団体 御中

沖縄県保健医療部長
(公印省略)

① 医師法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について

みだしのことについて、令和4年8月2日付け医政発0802号第13号により、厚生労働省医政局長から、下記の省令等の改正に係る通知があります。

つきましては、当該通知を医療政策課HPに掲載しますので、改正内容についてご確認のうえ取り扱いについて遺漏のないよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 改正省令等

- (1) 医師法施行規則
- (2) 歯科医師法施行規則
- (3) 放射線技師法施行規則
- (4) 臨床検査技師等に関する法律施行規則
- (5) 理学療法士及び作業療法士法施行規則
- (6) 視能訓練士法施行規則
- (7) その他関係省令

2 HP掲載箇所

沖縄県保健医療部医療政策課HP / 厚生労働省関係通知 / その他の通知 / 令和4年9月2日付け保医第452号

沖縄県保健医療部医療政策課
企画班 古堅
TEL 098-866-2111
Mail furugend@pref.okinawa.lg.jp



日医発第 1136 号 (地域)
令和 4 年 9 月 1 3 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会副会長

猪 口 雄 二

(公印省略)

② 令和 4 年度の医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施について(再周知)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室より各都道府県等衛生主管部(局)宛に、標記の事務連絡が発出されたことについて、本会に情報提供がありました。

本年度の立入検査の留意事項等については、「令和 4 年度の医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施について」及び「医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について」(令和 4 年 6 月 7 日付日医発第 494 号(地域))において、貴会宛にご案内申し上げます。

今般の再周知の事務連絡は、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、立入による検査の際の当該医療機関の感染対策や安全管理体制の十分な尊重、医療機関との実施日の調整への柔軟な対応、立入による検査の実施が困難な場合での医療機関における書面による自主点検等を行うこと等について改めて周知を依頼するものです。本事務連絡は、本会の要望等をもとに発出されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知、協力方につきご高配賜りますようお願いいたします。



都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会副会長

猪 口 雄 二

(公印省略)

③ 地域医療構想調整会議における検討状況等の確認について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局地域医療計画課より各都道府県衛生主管部(局)宛に、事務連絡「地域医療構想調整会議における検討状況等の確認について(依頼)」が発出されたことについて、本会に情報提供がありました。

地域医療構想については、「地域医療構想の進め方について」(令和4年3月29日付け日医発第992号(地563)、以下「令和4年通知」という。)等を貴会宛にお送りし、留意事項等についてご案内してまいりました。

令和4年通知において、地域医療構想調整会議における都道府県ごとの検討状況については、国による定期的な公表が予定されており、2022年度は2022年9月末及び2023年3月末時点の検討状況を都道府県が報告することが示されておりました。

今般の事務連絡は、本年9月末時点の検討状況等について、都道府県から国に対し、令和4年10月28日までに別添1から別添4までの記載事項について報告を依頼するものです。

なお、別添1については、医療機関単位の調査項目となるため、都道府県が病床機能報告を行っている病院及び有床診療所に対し、回答が依頼されることとなります。こちらについては、本会からの要請を踏まえ、「医療機関に対して別添1に係る御連絡を行う際には、これまでの各都道府県における地域医療構想の進め方、地域医療構想調整会議における議論の状況等を踏まえ、当該報告の趣旨を丁寧に御説明いただきますようお願いいたします。」との依頼がなされておりますことにご留意頂きたく存じます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会等への周知、協力方につきご高配賜りますようお願いいたします。



日医発第 1245 号 (地域)
令和 4 年 9 月 26 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会 常任理事

江澤 和彦

今村 英仁

(公印省略)

④ 令和 4 年度病床機能報告及び外来機能報告の実施等について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局地域医療計画課長より各都道府県衛生主管部(局)長宛に標記の通知が発出されるとともに、本会に対してもその了知方依頼がございました。

本件は、平成 28 年度から開始されている病床機能報告に加え、令和 4 年度から新たに開始される外来機能報告について、厚生労働省から報告対象医療機関等に直接の連絡を行ったことを知らせるとともに、その要点についての周知を依頼するものです。

具体的には、今回の報告期間は 10 月 1 日から 11 月 30 日であること、報告は原則として G-MIS (医療機関等情報支援システム) で行うことの 2 点です。なお、報告期間は昨年度の病床機能報告よりも延長されておりますが、電子レセプトを厚生労働省が集計した結果が表示されるのは 11 月 1 日からとのこととなります。また、本年度から開始される外来機能報告の説明を含めた参考として、下記の資料が添付されております。(参考資料については、本会にて添付。)

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知頂くとともに、貴会管下関係機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

- ・病床・外来機能報告制度対象医療機関宛郵送物 (別添 1・マニュアル等)
- ・「外来機能報告等について」(厚生労働省医政局地域医療計画課)
- ・(参考資料) 令和 4 年度外来機能報告 (報告様式 1・報告様式 2)
- ・(参考資料) 令和 4 年度病床機能報告 (報告様式 1 (病院・有床診療所)・報告様式 2)

以上



日医発第 1295 号 (地域)
令和 4 年 9 月 30 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

神 村 裕 子

(公印省略)

⑤ 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業 (医療施設等施設整備費補助金)
の追加募集について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局医療経理室より各都道府県衛生主管部 (局) 宛に令和 4 年 9 月 20 日付け事務連絡「令和 4 年度医政局所管補助事業に係る事業計画書の提出について」が発出されるとともに、同局地域医療計画課より本会に対し、令和 4 年 9 月 27 日付けの標記事務連絡による周知方依頼がありました。

本件は、本年度の医政局所管補助事業にて (3) 医療施設等施設整備補助金の有床診療所等スプリンクラー事業について、繰越予算である令和 3 年当初分予算等について、整備要望額が予算額に達していないことから、追加募集を行うものです。なお、昨年度においても、令和 3 年 10 月 19 日付け (地 349) にて、同様の追加募集について、ご案内申し上げます。

ご承知の通り、平成 28 年 4 月に施行された消防法施行令等により、新たにスプリンクラーの設置義務が生じた医療施設に対する経過措置期間は、令和 7 年 6 月末となっております。

スプリンクラー未設置の医療機関におかれましては、スプリンクラーの設置に関して、今年度補助金の活用についてもご検討をお願いしたく考えております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の関係医療機関等への周知につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

追って、都道府県から厚生労働省への事業計画書の提出期日は令和 4 年 10 月 21 日であることを申し添えます。